

自動集積されるデータベースの保護のあり方について (論点整理)

平成 27 年 12 月 22 日
内閣官房知的財産戦略事務局

1. 前提

(1) データベースとは

- データベースという用語については、著作権法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 に、「論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。」との定義が設けられている。
- この定義を参考に、本委員会では、
 - ①何らかの情報の集合体であって、
 - ②電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、をデータベースと呼称する。

(2) データベースに関連する現在の保護法制

①著作権法による保護

- 著作権法上のデータベースの定義に該当するものであって、“情報の選択又は体系的な構成”によって 創作性を有するもの について著作物として保護。

著作権法第 12 条の 2 (データベースの著作物)

- 1 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。
- 2 前項の規定は、同項のデータベースの部分構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

【データベースの創作性が肯定された例】

東京地裁平成 26 年 3 月 14 日判決 (旅行業システム事件)

旅行者向けの旅行行程表や見積書などを作成できるシステム及び当該システムに用いるデータベースを制作した原告が、被告システムにおいて用いられているデータベースが原告データベースの複製又は翻案したものに該当するとして、被告に対して被告データベースの複製等の差止、損害賠償等を求めた事件。

判決では、データベースの情報の単位であるレコードを別のレコードと関連付ける処理機能を持つリレーショナル・データベースの創作性について、情報が格納される表であるテーブルの内容 (種類及び数)、各テーブルに存在するフィールド項目の内容 (種類及び数)、各テーブル間の関連づけのあり方が重要であるとした上で、情報の選択について、データベースの主題、用途やデータベースの提供対象等を考慮して決定された一定の収集方針に基づき収集された情報の中から、更に一定の選定基準に基づき情報を選定することが必要であり、体系的構成については、収集、選択した情報を整理統合するために、情報の項目、構造、形式等を決定して様式を作成し、分類の体系を決定するなどのデータベースの体系の設定が行われることが必要であるとした。

その上で、原告データベースと被告データベースのバージョン違いの三種のうち二種について、原告データベースと被告データベースの共通部分の 情報の選択及び体系的構成それぞれについて原告データベースに創作性が認められる ため、被告データベースは原告データベースの複製に該当し、原告データベースの著作権を侵害するとして、原告の請求を認容した。

なお、共通する部分につき原告データベースの創作的表現上の特徴が直接感得できないとして、複製には該当せず、著作権侵害が否定された被告データベースの一バージョンについて、原告は不法行為に基づく損害賠償請求をしていたが、著作権法による保護を受けない著作物の利用行為は特段の事情がない限り不法行為は成立しない、として否定された。

【データベースの創作性が否定された例】

東京地裁平成13年5月25日中間判決（翼システム事件）

自動車整備業用の自動車情報データベースを作成した原告が、自動車情報データベースを構成要素とする自動車整備業用システムを製造販売する被告に対して、当該製造販売行為が原告データベースの複製に該当し、著作権侵害又は不法行為を構成するとして、被告システムの製造等の差止め及び損害賠償を求めた事件。

判決では、原告データベースの著作物性について、情報の選択については、収録されている自動車の選択及び自動車に関する情報項目の選択について、自動車整備業者向けに製造販売される自動車データベースにおいて 通常されるべき選択であって、原告データベースに特有のものとは認められない、として創作性を否定した。体系的構成についても、型式指定等の古い順に並べた構成は 他の業者の自動車データベースにおいても採用されている、として創作性を否定し、原告データベースに著作物性を認めなかった。

もっとも、費用や労力をかけて作成したデータベースをコピーして販売することは、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして不法行為を構成する場合があるとし、本件において不法行為に基づく損害賠償を認めた。

②不正競争防止法による保護

- ・ 不正競争防止法において、データベースに関する特段の保護規定は存在しない。他方で、営業秘密として管理されているデータベースについては、不正競争防止法上の保護が適用される可能性がある。
- ・ 営業秘密としての保護を受けるためには、「秘密管理性」「有用性」「非公知性」の三要件を満たす必要がある。

不正競争防止法第2条（定義）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の秘密であって、公然と知られていないものをいう。

③民法（不法行為）による保護

- ・ あるデータベースが著作権法上保護されないとしても、当該データベースのデッドコピーやこれに類するものを作る行為については、不法行為に該当し、損害賠償を請求できるとする裁判例がある。（「翼システム事件」参照。）

- ・ もっとも、不法行為責任が認められるとしても差止請求はできないことや、最判平成23年12月8日（北朝鮮映画事件¹）以降、著作権侵害ではないと判断された場合に不法行為責任を認めた事例がないこと等から、不法行為による保護の可能性には疑問が残る。（「旅行業システム事件」参照。）

2. データベースを巡る環境変化

（1）著作権法による保護導入当時のデータベースの性質

- ・ 昭和61年の著作権法改正により、創作性のあるデータベースは著作権法上の保護対象となった。当時は、コンピューターが情報を識別し、必要な情報を選択できるようにするためには、蓄積される情報の様式や分類体系を定めたり、効率的に検索できるようキーワードを付すなど、体系的な構成付けを行うことが大前提であった。
- ・ コンピューターが使いやすいように加工するのは当然において人間であり、その際、情報の選択や体系的な構成に作成者なりの工夫がこらされているものがあることから、当該創作性に着目してデータベースを著作権として保護する制度が構築された。

（2）技術進歩に伴う「情報の集合体」の価値向上・役割の変化

- ・ 近年のデジタル・ネットワーク化や物がインターネットに繋がるIoTの進展により、インターネット上での視聴・消費行動等に関する情報や、センサーから得られる情報等が、機械的に、インターネット上のサービス事業者やセンサー管理者のサーバーに集積されることが起きつつある。
- ・ このようにして得られた情報の集合体は、それを分析することで新製品やサービスの開発・提供に結び付けるなど、企業の経営資源として従来よりも大きな価値を持つようになってきている。
- ・ また、このような情報の集合体をコンピューターに分析させる前段階として人間の手で加工する程度も、コンピューターの認識技術等の向上により変化してきている。例えば、「普通の百科事典や辞書などはコンピューターで検索することを念頭に置いた整理が施されておらず、コンピューターによる検索のためにはさらに情報の整理、加工が必要」²とされているが、昨今の画像認識技術等の向上により、デジタル化した画像から必要な情報を取得するなど、人手による加工を以前ほど要せず使えるようになってきている³。

¹ 最判平成23年12月8日民集65巻9号3275頁

北朝鮮の国内で製作された複数の映画（以下「本件各映画」という。）を日本のテレビ局が事前の許諾なく一部放映したとして、当該映画を製作したとする北朝鮮の行政機関及び日本における上映等の独占的許諾を得たとする日本法人が、主位的に著作権侵害に基づく放送差止め及び損害賠償を、予備的に不法行為に基づく損害賠償を請求した事件。最高裁は主位的請求について、ベルヌ条約に基づき北朝鮮の著作物を保護する義務を負うものではないとして、本件各映画は著作権法上の著作物に該当しないと判断した。予備的請求については、「著作物に該当しない著作物の利用行為は、同法が規律の対象とする著作物の利用による利益とは異なる法的に保護された利益を侵害するなどの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではないと解するのが相当である」と判断した。

² 加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』48頁

³ 自然科学分野など、解析精度等の関係上自動集積された情報の集合体を人手で加工することが引き続き不可欠な分野も存在する。

3. 検討の方向性

(1) 現状と課題

①著作権法による保護について

- ・ 得られる情報を何でも取り込むような情報の集合体について、「情報の選択」の観点から著作権法上の保護は難しい可能性があるものの、「体系的な構成」については、テーブルの内容やフィールド項目の内容、各テーブル間の関連付けのあり方等データベースの構造的工夫に着目して創作性が認められる余地がある。
- ・ このため、検索性を高めるためのキーワード設定などの工夫をしておけば、そこに創作性が生まれ、現状の保護が適用される可能性がある。
- ・ 他方で、様々な分析に用いることなどを目的として普遍的な構造・形式等を採用している場合など「体系的な構成」に創作性が認められにくい場合には、著作権法による保護の対象とならない可能性がある。(類型 i)
- ・ また、「情報の選択」及び「体系的な構成」を人間ではなくコンピューターが行っている場合についても、現行著作権法上、創作の主体がコンピューターの場合を想定していないため、著作権法による保護の対象とならない可能性がある。(類型 ii)

②不正競争防止法による保護について

- ・ 企業内の関係者やライセンスを受けた者に限定してアクセスを認めるなど、非公開のデータベースであれば、営業秘密に該当するものとして不正競争防止法による保護を受けられる可能性がある。
- ・ 他方で、格納されている情報について広く利用を促すなど何らかの目的により、誰でもアクセス可能な形で公開されているデータベースについては、営業秘密に該当せず、不正競争防止法による保護の対象とはならない可能性がある。(類型 iii)

③民法（不法行為）による保護について

- ・ 類型 i) ~ iii) いずれの場合も、デッドコピー等の特に悪質な行為について不法行為責任が認められる可能性は否定されないものの、「著作権侵害にならない場合に、著作権法が保護対象とする利益とは異なる利益侵害などの特段の事情がない限り、不法行為を構成するものではない」との最高裁判決を踏まえると、民法（不法行為）による保護の対象とはならない可能性がある。

(2) 論点

i) について：

- ・ データベースの「体系的な構成」について創作性が認められにくい場合を念頭に、現状よりも保護水準を高めることが必要かどうか。
(これまでの議論で出された意見)
 - ◇ 仮に現状よりも保護水準を高める必要があるにしても、どこまでやれば創作性が認められるのかといった形式的基準を定めることは難しいのではないか。
 - ◇ i) のうち非公開のデータベースについては、営業秘密に該当するとして不正競

争防止法上の保護を受けられる可能性があり、また、クラウドサーバーでの管理やアクセス権限の管理等により実態的に排他的に利用することが可能ではないか。

ii) について：

- ・ A I 創作物の一種としての DB について、知財制度上どのように取り扱うべきかについては、本委員会における A I 創作物に係る議論の中で検討していくことが適当ではないか。

iii) について：

<検討の対象>

- ・ 公的研究機関が保有するデータベースについて、研究開発の効率化等の観点から外部の研究者に対しても個別データの検索・閲覧ができるよう提供することが望ましい一方で、検索等を繰り返すことにより格納されているデータが丸ごと複製され、当該データの集合体が取引に用いられることや、ビッグデータ解析に用いられてしまい保有する研究機関が研究上の優位性を失う等の損失を指摘する声もある。

(例)

○公開のデータベース（創作性あり）から、相当部分のデータが抽出されコピーされる場合（創作性の認められる「体系的な構成」自体はコピーしない場合）

○公開のデータベース（創作性なし）から、相当部分のデータが抽出されてコピーされる場合

- ・ 公開されるデータベースのうち、上記以外にも検討の対象とすべきものがあるか。

<保護の要否・手段等>

- ・ 何らかの目的により誰でもアクセス可能な形で公開されているデータベースに対する、データベース保有者の公開の意図を超えた情報の取得行為について、どのように考えるか。
- ・ 保護の利益があるのは、データベースに格納されている大量の情報そのものなのか、データベースの創作性（情報の選択や体系的な構成に係る工夫）なのか。
- ・ 仮に、データベースに格納されている大量の情報そのものに価値がある場合に、その保護手段についてどのように考えるか。情報管理による対応（大量のデータのダウンロード防止、繰り返しのアクセスに対するブロックの導入等）可能性や、諸外国での対応状況などを含めて検討することが必要ではないか。

(参考) 次世代知財システム検討委員会 議事概要 (データベース関連部分)

第一回

<議論の対象について>

- データベースが自動でできるとの意見があったが、自動という言葉が何を意味するのかよく分からない。データベースは多くの場合ある程度自動でできあがるのではないか。例えば河川流量は多くの場合自動で取得されるが、取得したままのデータには何の価値もない。この場合のデータベースは自動なのかそうではなのか。このあたりがどうもよく分からない。

<更なる保護の必要性について>

- データベースを守らないでいいということはあるにない。原則 95%の時間はデータのキューレションに投入される。取得したままのノイズの多いデータには価値がなく、綺麗なデータに価値がある。また、スマート化の次の段階でビッグデータが来ているという話もあったが、我々の感覚からすると逆に、データが大きければよいというのは限界にきており、スマートデータが必要という議論をしている。分野によって捉え方が違うのかと感じる。
- データベースの権利の保護が論点としてあがっているが、更なる保護はいらないと思う。理由は二つ。ビッグデータの時代において絞り込み検索と何が違うのかという議論があり、ある一定の形式化された検索はできる時代になっている。そういうものに権利を認めるのはおかしいだろうというのがひとつ。もう一つが、ビッグデータを持っているウェブ企業は、保護されることなくともサーバーセキュリティーさえしっかり確保していればビジネスに支障はない。権利の保護ということは特に考える必要はないのではないか。

第二回

<データベースの著作物の創作性について>

- 法律で規定されている「選択」というのは大体どのようなデータベースを作る際にも行われていることで、創作性が何を意味しているのか良く解らない。データベースを作る上で一番重要なのは、データと格納しておく空間をいかにデザインするか。今までは記憶装置が高価だったので蓄える量を最小にすることが求められていたが、今は、ほぼ無料で無尽蔵に記録できるようになり、貯められる情報は何でも貯めておく、exhaustive なデータベースを作ることができるようになった。こう考えた時に創作性とはいったい何なのか疑問に感じた。機械的にということだけで独創性がないと言うだけでなく、機械的に何を集めるのかということには独創性があり、重要なポイントである。
- 創作性とは何か。データベースを作るときに、データを蓄積する部分に著作物性があるのか、データベースの設計をする部分に著作物性があるのか、どちらなのか。その組み合わせなのかもしれないが、この資料を見ているとまるでデータベースのカラムの設計に著作物性があるように見える。

- 著作権法の条文上何を保護しているかわかりにくい、データとして何を集めるべきかというところに創作性があり、後はどう収集しようそこは評価しないということだと思う。
- 著作権法上のデータベースの創作性がどこにあるのかはなかなか難しい。条文上からすると選択又は体系的構成ということになっている。選択というのは情報をどう入れるのかというところに工夫があればということだが、exhaustiveだと創作性はないことになる。翼システム事件のデータベースは、車も日本にあるものを全部入れるということであつたし、自動車に関する項目も車検証に掲載されている項目と一つしか違わない、全然工夫がない。もう一つが体系的な構成ということについて、これも難しいのだが検索性を高める工夫と理解すると、キーワードやさまざまな工夫をしておけばそこに創作性が生まれる場合もあるが、翼システム事件の場合、ただ番号順に並んでいるだけで、特に検索効率化の工夫もなかった。結果として著作物性が否定された。立法当初はもう少し簡単に著作物性が認められることを念頭に置いて作られたが、この訴訟では認められなかった。

<データベースの更なる保護を不要とする意見>

- クラウドの時代においては、データベースはクラウドに置けば基本的には保護される。実際には著作権がなさそうなものでも、オリジナリティがあるというようなパターンはいくらでも作れるが、それらいちいち全部に権利を認めるのか。こうした議論は、データベースを作る時の議論に悪影響がでるのではないかと心配している。世の中の公知な情報からデータベースをつくり、そこからまた新しいデータベースを作ることは容易にできる。それらをデータベースのデットコピー的なものと区別することは非常に難しい。実用的に権利の保護をするための形式的基準は決められない、というのが意見。

<データベースの更なる保護の必要性に関する意見>

- あるデータベースに対しユーザーが少しずつアクセスして最終的にデータを全て抜いてしまうのは起こりうることで、これをどう防ぐか。データを守るのは非常に難しい。クラウドに置いているからと言ってリクエストが本当か嘘かを見極めることは難しいので、盗もうと思えばいくらでも盗めてしまうのが現状である。
- データベースが盗用されることに対して契約やアーキテクチャで守れるものなのか。契約やアーキテクチャで実害を防止できるのであれば法制度化は不要だと思う。

<インセンティブとの関係について>

- 情報がどこまで盗めるのかというのは一つの議論のポイント。価値が生まれるところにはインセンティブが生まれるが、その価値が排他性を持って守られれば、法的な知財として保護されなくても問題ないということになる。価値があるかということと、その価値を法的に守らないとインセンティブが出てこないのかどうか、ということがポイント。価値のあるものを著作権法で保護すべきかどうかを考えると、創作物かどうかという点と、権利に実質的に排他性を確保できるか、というところにズレがあり混乱が生じている。このズレを本当に変えていくとなれば、全く異なる立法をすることになるが、現状の範囲

でと言うのであれば、創作性をどう捉えて、「保護しないと排他性を確保できない」という領域にどれだけ近づけていくかということではないか。どのデータベースもある程度の創作性があることを考えると、創作物があるかどうかという切り口は相当無理がきている。排他性が働いているところも作りようで、どんなものでも盗まれてしまえば使われてしまうが、その程度が軽いのであれば著作権で保護しなくても良く、どの程度排他性が働くかの検討が必要。

<データベース保護の方法について>

- 翼システム事件のデータベースは著作物性がないとされたが、不法行為で損害賠償が認められている。何ら放り出されて救済がないという話ではない。著作権法でやるべきかどうかというのは、差止請求権を与えるべきかどうかという話だと思う。
- バックエンドに蓄積している分には営業秘密と言えるかもしれないが、翼システム事件のように、他者に提供するような形で、契約の範囲を超えてコピーされた場合に、何も言えなくていいのか、というのはやや危惧される。そのような場合、創作性の無いデータベースについても公的な保護が必要ではないかということで諸外国、ヨーロッパなどは *sui generis* な権利（独自の権利）を規定した。特許と著作権の間のようなものと似ているかもしれないが、一番近いのは隣接権。日本で隣接権と言うとやや抵抗を覚える方もいるかもしれないが、諸外国では隣接権はさまざまな投資に対するデッドコピーからの保護ということで便利に使っている。我が国でも選択肢になろうかと思う。ただ、そういう保護が必要かどうかは理論的に決まるものではないので、実際にそういう保護が求められているのであろうか、という議論になるかと思う。
- データベースの著作権は設計における着想を守る。確かにそれを全部コピーするのはいけないが、著作権は知財権の中でも圧倒的に強い権利。ある程度慎重に設計する必要がある。保護の手段として著作権がよいのか、別途制度設計を考えた方がよいのか。